

第2回（令和6年10月7日）

政 治 倫 理 審 査 会 会 議 録

福 島 県 南 相 馬 市 議 会

# 南 相 馬 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 審 査 会 会 議 録

- 1 日時 令和6年10月7日（月）
- 2 場所 市役所本庁舎 4階 議員控室
- 3 会議時間 開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時23分
- 4 出席委員（9人）

|     |       |      |       |    |       |
|-----|-------|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 太田 淳一 | 副委員長 | 田中 京子 | 委員 | 大岩 常男 |
| 委員  | 中川 庄一 | 委員   | 鈴木 昌一 | 委員 | 今村 裕  |
| 委員  | 小川 尚一 | 委員   | 渡部 寛一 | 委員 | 志賀 稔宗 |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名  
議員 田中一正、議員 櫻井勝延、議員 鈴木貞正、議員 細田廣
- 7 担当書記 門馬 哲也
- 8 本日の会議に付した事件  
(1) 審査請求者からの説明及び質疑  
(2) 次回の審査会日程について  
(3) その他
- 9 署名 委員長 太田 淳一

午後 1時30分 開会

○委員長（太田淳一君）

ただいまから政治倫理審査会を開会いたします。

渡部寛一委員からは延刻の報告が届いております。

出席委員は定足数に達しております。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。審査の順序については、お手元に配布してございます、審査順序表のとおり行ないたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

よって、審査の順序については、審査順序表のとおり行うことに決しました。

『（１）審査請求者からの説明及び質疑』を行います。

進め方についてお諮りします。本日審査請求者４名にお越しいただいております。この後、請求者４名に入室いただき、代表者より審査請求書の内容について５分程度で説明をいただき、その他の請求者より補足説明があれば発言をいただきまして、その後委員からの質疑を行い、質疑終了後に請求者には退室いただくという流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

よって、そのように進めてまいります。

それでは、審査請求者に入室いただきます。

暫時休憩します。

午後1時32分 休憩

（審査請求者入室）

午後1時34分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開します。

それでは、審査請求代表者の田中一正議員から５分程度で内容の御説明をお願いします。

○審査請求代表者（田中一正議員）

それでは皆さんこんにちは。

一応私が申請者の筆頭ということで、お邪魔をいたしております。

今回郡議員に関しまして、政治倫理審査会の皆様方の審査をお願いしたいということで申請をいたしました。内容的には申請書に書いてあるとおりでございまして、特別付け加える部分もそんなにないんですけれども、あえて説明をなさいと言うのであれば、それを申請書に則ってご説明を申し上げたいと思います。

今年の6月定例会に、郡議員が懲罰を受けまして、その後、ぜひ悔い改めていただきたいという気持ちが大きかったわけですが、その後、個人の広報紙を3通ほど発行しているようでございます。その内容を見ましたらば、これ同様なんら変わってないようなイメージでございました。一番は広報紙の中でも、例えば、虚偽の答弁とか、それから議会が何もしないっていうか、ただ見てるだけみたいな表現がかなり多くございまして、やはりこれでは市民の皆様方が大きな誤解を受けるのではないかなというような危機感を持っていたのは私だけではないのかなというふうに感じてございます。以前の懲罰動議に関しましては、議会内での不穏当発言が原因もしくは議会の秩序を乱したというような内容でございましたけれども、今回は議会外での個人の政務活動の中における、そういった不穏当な文言の表現、そういったことを市民の皆様方に向けてしているわけでしたので、やはりこれも何とか本人に修正をしていかないと、なかなかこの先後戻りできなくなったら大変だなということで、今回申請に至った経過でございます。郡さんに関しましては、以前から、ちょうど私の席の前でございましたので、いろいろ個人的なアドバイスではないんですけど、指摘を申し上げてきました。そのときはわかったような仕草はするんですけれども、しばらくすると、前の状態に戻ってしまうということで、なかなか長期的に、みんなでそうやってアドバイス等を行いながら指摘をしていかないと変わっていかないのかなという気持ちはございます。私もこの懲罰というか、そういった罰を与えるのが目的ではなくて、変わってほしい、理解してほしいという気持ちで、いろいろこれまで行動なり、そういった指摘をしてきた経過がでございます。個人の広報で、新聞折込をしているようでございますから、南相馬市全戸に配布されている可能性もかなり高いんじゃないかなと思います。一市民が紙面を見たときに、こんなことで南相馬市議会大丈夫なのかとか、郡さんの言うことを真に受けた方々は、これは本当に鹿島区に対してあまりにも不平等過ぎるのではないかなというふうなことを直感として感じているんじゃないかと思っています。そういったことに対して、何も行動を起こさないと、それがまともっていうか、本当になってしまう、このとおりになってしまうというようなことを私は大変危惧している状況でございますので、やはり政治倫理審査会の皆様方に、ぜひ的確な審査をお願いいたしまして、郡議員に対して、的確な修正のアドバイス等をお願いしていただければ幸いに感ずる次第でございます。

私からは以上でございますが、同じ申請者の方々からまた補足があれば、それぞれ指摘をしていただきたいと思います。

○委員長（太田淳一君）

次に、その他の審査請求議員で補足説明がある方はお願いいたします。

○審査請求者（鈴木貞正議員）

事務局から先般、本日の会議に出席するようにと電話連絡等々あったわけなんですけど、意味不明でここに座っているわけなんだけど、今日委員会に出席するのはちょっと私には理解できないんで、2点ほど確認したくて今ここに座ってるわけなんだけど、1

つは、申請人になったことに対して、あと今後の私達の立場、2点を委員長にお聞かせいただきたい。その結果によっては、ここ退場しなくちゃなんないのかなとそんなふうを考えているわけなんですけど。

#### ○委員長（太田淳一君）

鈴木議員、今はあくまで審査請求議員で、今回の審査請求をした内容についての補足説明を求めている場でありまして、今、鈴木議員がここにいることとちょっと話が違ってきますので、そうではなくて、まずは今、田中議員の方から説明があった以外に審査請求された議員の皆さんから補足説明があればということでお伺いしますので、鈴木議員の今お話については、その後にお話させていただきたいと思います。

まずは審査請求の補足説明ということで4人の議員の皆様にお伺いしておりますので、なければなしでもよろしいですけれども、いかがでしょうか。

#### ○審査請求者（櫻井勝延議員）

私も署名した1人でありますから、郡議員に対して、今まで議会内で再三にわたり議長からも注意された件もございますが、それに従ってこなかったこと、まず今田中議員が話されたことも主要な内容の1つであります。私が署名した大きな理由としては、申し上げたとおり、例えば、議会進行中に電話がかかってきて、議長の許しもなく、外に出て喋っているとかが見受けられて、これは今までにも何度かあったことではあるものの、最低限守らなきゃいけないルールを守っていないというのは問題だなと思っておりました。あと、一貫性という意味では、委員会内での発言と本会議での発言が180度違ってしまっていて、委員会で賛成した案件を本会議になって反対するというようなことはありえないことではないにしても、賛成討論までした人間が、委員長報告に対して、本会議で反対討論をするというのはいかがなものかなと考えました。ですので、議員として、議会として、市民に対して、こういうことが説明なかなかしにくいことをされているという現実を見たときに、議員としては、主義主張を徹底すべきであって、委員会で決めたことは、最終的にその考え方を踏襲して委員長報告に対する態度を表明するのが当然ではないのかなと考えました。チラシの件について加えて言えば、本人の主張はさることながら、議会内での執行部の答弁なり、委員会での審議内容なりをしつかりチラシにも載つけた上で、自分の見解を述べるべきではないのかなと思います。ですので、執行部がどう答えようが、委員会でどういう審議されようが、自分の主義主張だけは曲げないというのは、曲げないっていうのか曲げたっていうのかよくわかりませんが、そういう変節をするようなことは理解できないので、一貫すべきではないのかなということを付け加えておきたいと思います。

#### ○審査請求者（細田廣議員）

私も審査請求をした1人として思うところを話したいと思いますが、概ね内容は代表者が話したとおりでありまして、それに付け加えるんではないんですが、この請求書の中に、市民に混乱を与えたためという文言を入れてあります。結局新聞に折り込まれますと、私のところにも1人2人ではなく電話が来ます。あのとおりで、議会何やってんだと、そのときそんな声もあります。そのときに議会としては、慎重に審議をして、1つの内容に、懲罰ね、本人は懲罰は否定してんじゃないのっていうわけですが、これは

議会が簡単に決めるんじゃないくて、時間をかけて、慎重に聞いて、本人の弁明も機会を与えながら出した結果なんだということでもありますから。確かにあの新聞折り込みを見て、なるほどと思う人もいるかもしれませんが、混乱を与えていると、それで今他の委員からもありましたように、個人的には郡議員にはお話をしてるんですが、なかなか聞いてくれない。大事なことは、我々議会としてはこういう方針を決めました、これ倫理でね。そして、本人に伝えてあると、こういう姿を出さないと市民の中には議会が悪いことやってるんでないかっていうイメージがありますので、これを払拭したいと、そういうことから署名人になっております。

○委員長（太田淳一君）  
休議します。

午後1時39分 休憩  
午後1時54分 再開

○委員長（太田淳一君）  
それでは再開いたします。

先ほど鈴木議員の方からお話があった点でございますが、鈴木議員は今回はこの審査請求議員のおひとりということで、今回は審査請求をされた方々からお話を聞くという機会でお越しいただいておりますので、当然ながら、あくまで鈴木議員は審査請求議員の1人で、この政治倫理審査会の委員ではないということをご理解いただければと思います。なお本日、本来であれば審査請求議員5人の方にお越しいただく予定ではありましたが、表議員の方は体調不良ということで、本日は欠席されてるという旨はお繋ぎいたしたいと思います。

それでは、ただいま審査請求議員の方からお話があった内容についての質疑等があれば、各委員の皆様からあればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（今村裕君）

代表の方にお聞かせいただきたいと思うんですが、先ほどるるご説明いただきました。本会議の懲罰動議があつて、懲罰を受けた方が、後日3回のチラシにおいて、虚偽の答弁、不穏当発言ということで会議録からは抹消されている文言をちりばめたチラシを配布したと。チラシの中において、例えば、虚偽答弁であるとか、事実を調べない懲罰動議とか、議会の方も何も調べようとしなないとか、はっきり言えば出席停止に抗議しますと断言しているわけで、これらについて、議会として決定した、しかも全会一致で決定したことに対して、本人も懲罰動議が入って、1回目は謝罪でした、ところがそれを、謝罪文を持って中央演壇にて読み上げたと思ったら、読めということだけれども、これを拒否しますということで、下がっていったわけですね。それをまた後に懲罰動議がかかって、1つ重い出席停止という判断になったわけでありますけれども、そのことについて、あくまでも、本人は本会議によって懲罰動議を受けて、納得したかどうかまでは私は計り知れませんが、退席をしたわけですから、自身自分の意思によって。退席したにもかかわらず、その後3枚のチラシで不穏当発言をちりばめながら、さらには、出席停止に抗議しますという断定的な言い方をしていることに矛盾を感じるから、今回

政治倫理審査会の立ち上げで、このチラシあるいは不穏当発言の内容等々について審査をしてほしいという思いで提出したという理解でよろしいですか。

○審査請求代表者（田中一正議員）

そうですね。議会内であれば、再度の懲罰動議もあり得るのかなと思うんですけども、今回は議会外、要するに、政務調査の段階での不穏当な表現っていうか、そういうことでございますので、当然、懲罰関係の対象にはならないと伺っておりましたので、今回そういった部分は政治倫理審査会で対応できるんだというようなことを伺ったものですから、それで申請をしたという内容でございます。

○委員（今村裕君）

そうしますと、具体的な内容については、今後政治倫理審査会の方でいろいろディスカッションしながら、いろいろなところに対して、おかしいところに対しては、これどうなんだろうっていうことを本人にも確認しながら進めていくわけでありましてけれども、一言で言うならば、本人も懲罰動議を受けて、本人の意思によって退席をしたんで、1日の出席停止を受けたにも関わらず、そういう意思表示があったにも関わらず、後日蒸し返すように、これに対して抗議をすとか、市議会の秩序なんか全く乱していないという表現もあるようですけれども、そういったことで、市民に対して混乱を招いた。実際は書いてあるとおり、自分の行動と書いてあることに齟齬がある。そのことによって、先ほど細田議員からも指摘があった、私のところにも電話来ました。そういったことで、市民に混乱を招いたということで、審査会の方で細部にわたって審査をし、必要な対応をしていただきたいという思いという理解でよろしいですか。

○審査請求代表者（田中一正議員）

そのとおりで結構です。要するに、郡議員が、個人の広報ですから、別に何ら制限とかはなくて、自分で好きなように多分出せるのかなと思うんです。ただ、自分の好きなように出しても、当然それを見ている市民というのは、理解に苦しんだりとか、混乱するわけですね。議会の言ってることと郡議員の言ってることが違うとか、そういうことで、やっぱりまずい。南相馬市議会のイメージも多分落ちますから、そういったことを防ぐためにも、郡議員に再度そういったことを、間違ってるものは間違ってるんだよということを指摘をしていただきたいということで、政倫審の皆さんにお願いをした経過がございます。

○委員（今村裕君）

これ最後にしますけれども、今ほど桜井議員の方からは、議場内で携帯電話が鳴り、外で話をしてしまったとか、あるいは委員会で賛成討論をしながら本会議で反対討論しているところにも矛盾があるんじゃないかというふうな御指摘もありましたけれども、今回の政治倫理審査会においては、あくまでも不穏当発言とか、あるいは馴れ合い議会でしたっけ、そういうふうな発言に対してどうなのかということを審査するとして、その上で、その前提のもとで、本人の懲罰動議の姿勢、自分の対応、それとこのチラシに対して矛盾点があるということを審査する場であって、この携帯とか、本会議で反対討論、委員会で賛成しておきながら反対討論というのは、今回の審査会ではなく、これは

議会運営委員会の方で審査すべき内容だと思うんですけど、その辺はどういうふうに取り計らうのでしょうか。委員長の方に確認です。

○委員長（太田淳一君）

ただいま今村委員の方からお話、ですから議会内であれば、議会運営委員会の中で議論をして、場合によっては懲罰委員会というような話になってくるかと思うんですけども、また今回のチラシの件については、この政治倫理審査会委員については、結局議会外のことの内容をあくまで対象にするということでもありますので、そこは分けていただく必要があるのかなと思います。

○審査請求者（櫻井勝延議員）

今、今村委員の方から指摘された部分については、議運で整理するというのは、それはそれであれなんでしょうけども、今までなかなかそれに従ってこなかったという現実があって、あえて申し上げたんですけど。それと最後のチラシの件について、私先ほども申し上げましたが、郡さんの主張は主張として、出版されるのは全然問題ないと思いますけれども、やっぱり議会内でどういうことが審議され決まったのか、決まってなかったのか、そういうことを明らかにした上で、自分の主義主張をそこに加えて書かれるのであれば整理できるんでしょうけども、田中代表が言われたように、誤解を招くということにならないような出版にしてほしいという思いがあって、先ほど3点目で申し上げたのはそういうことでした。

○委員（小川尚一君）

田中代表にちょっとお伺いしたいんですけども、チラシの内容に問題があるというご指摘で、私どもも見ているんですが、代表から見て、具体的に3つのチラシあるんですけども、このどこの部分という指摘はできますか。全体的に、大きいタイトルからしてちょっといかがかなってという部分あるんですけど、具体的にあればお示ししたいんですけども。

○審査請求代表者（田中一正議員）

これ見出しの部分ですけども、例えば、7月7日発行の中で、前もあつた虚偽答弁ですね。7月14日の部分、これの取り消しを求めた部分ですけども。あと8月4日、例えば、表面の虚偽答弁を擁護した懲罰動議ってありますよね。左の真ん中、縦の枠ですね。あとそれから、その裏なんですけども、繰り返される虚偽答弁。見出しですね。調べずささえる市議会。その下の横の行で、左から8行目、繰り返された虚偽答弁は、議会の数の力で守られているですかね。ちらっと見て目についたところは今のよう状況です。

○委員長（太田淳一君）

他の委員の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（太田淳一君）

なければこれをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩します。

午後２時 ７分 休憩

（審査請求者退室）

午後２時１２分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開します。

ただいまの審査請求書の説明及び質疑について、委員の皆様からのご意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

なければ次に、『（２）次回の審査会日程について』を議題といたします。  
まず次回の審査会の内容について、ご意見ございますか。  
休議します。

午後２時１３分 休憩

午後２時２２分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開いたします。

次回の審査会の内容については、対象者の意見を伺うというような内容で行います。

日程につきましては、１０月１６日水曜日の１０時からといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認め、そのような日程と内容で進めることといたします。  
次に、『３その他』に入りますが皆さんから何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

なければ以上で政治倫理審査会を終了いたします

本日はこれをもって散会いたしますご苦労さまでございました。

午後２時２３分 散会